

第五期第3回練馬区福祉有償運送運営協議会 議事録（要旨）

- 1 日時 平成26年2月13日（木） 午前10時～12時
- 2 場所 練馬区役所東庁舎5階 502会議室
- 3 出席者 荻野（嘉）委員 佐藤委員 荻野（陽）委員 中村委員 成田委員
溝上委員 伊藤委員 椿委員 古橋委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 1名
- 6 議題
 - (1)開会
 - (2)第五期第2回 議事録の確認
 - (3)特定非営利活動法人「シニアふれあい練馬」の更新登録協議
 - (4)特定非営利活動法人「介護支援事業所 縁」の更新登録協議
 - (5)特定非営利活動法人「腎臓病連絡協議会 すずらんの会」の料金変更協議
 - (6)その他
- 7 配布資料
 - (1)第五期第2回議事録【資料1】
 - (2)特定非営利活動法人「シニアふれあい練馬」更新登録書類【資料2】
 - (3)特定非営利活動法人「介護支援事業所 縁」更新登録書類【資料3】
 - (4)特定非営利活動法人「腎臓病連絡協議会 すずらんの会」料金変更書類【資料4】

1 開会

○会長

定刻となりましたので、ただいまから第五期第3回福祉有償運送運営協議会を開催いたします。私は、会長を務めます福祉部経営課長でございます。

本日は、2団体の更新登録協議と、1団体についての料金変更の協議を行います。更新登録や料金変更の申請自体は運輸支局に行うこととなりますが、この協議会では、登録更新に当たりまして、各団体の運行の必要性、対象者の状況確認、そして料金の妥当性などについてご議論いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2 第五期第2回 議事録の確認

○会長

それでは、まず始めに、昨年11月に開催いたしました第2回運営協議会の議事録の確認をお願いいたします。

議事録にも記載がございますが、一部協議が十分に調わず、事務局と団体で細部を詰めることをご了承いただいた事項がございます。

具体的には、一般社団法人「たまみずき基金」の走行距離の計測単位と計測方法および介助料金の取り扱いに関する部分でございます。一般社団法人「たまみずき基金」の

協議を行った際に、走行距離を地図上で計測し、初乗り運賃に上乗せする料金を250メートルごとに50円加算との記載がございました。その扱いをめぐりまして、何らかの事情で迂回した場合、通常のルートと違う道を通った場合の走行距離の問題ですとか、果たして50メートルごとの算定が可能かどうかということなど、料金体系について皆さんでご議論をいただきまして、合意に至らなかったということがございました。それで団体と事務局との調整に委ねられるということでご了承いただいたところでございます。

団体と調整いたしました結果、まず、走行距離につきましては、地図上の距離ということではなく、トリップメーターなどを用いて計測した実際の走行距離とし、初乗り以降の加算料金につきましては、300メートルごとに50円加算ということで整理いたしました。

また、介助料金の取り扱いにつきましては、どこまでを1回とするのかについて、ちょっと曖昧な部分があったけれども、乗車から降車までを1回とすると明記されましたので、この点についても整理がついたと考えてございます。

これらの変更点については、各委員に文書の形でお諮りをいたしました。異議等のご連絡は特段いただいておりませんでした。

これを受けまして、事務局では、運営協議会において協議が調ったことを証する書類を平成25年11月28日付で、たまみずき基金に交付しております。

議事録につきましては、事前に送付させていただいております。改めまして何かご意見やお気づきの点がございましたらご発言をお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

○会長

特にご発言がないようでしたら、この内容で確定をさせていただき、議事録につきましては、区のホームページ上で公開させていただきたいと思っております。ただし、発言された委員の方のお名前は明記せず、単に「委員」として公開いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日は、次第にございますように、更新時期を迎えます2団体の更新登録の協議と料金の変更を予定しております1団体の協議をお願いする予定です。

資料については、事前に委員に皆様に送らせていただいておりますが、もし、本日も持参のない方がいらっしゃれば事務局の方に用意がありますので、お渡しいたしますが、皆様お持ちいただけたでしょうか。よろしいでしょうか。

3 特定非営利活動法人「シニアふれあい練馬」の更新登録協議

○会長

それでは、次第の3、特定非営利活動法人「シニアふれあい練馬」の更新登録の協議に入らせていただきます。協議に当たりまして、まず事務局から更新登録に際しての変更点など大まかな説明を行います。その後、本日、団体の方に来ていただいておりますので、活動内容や補足の説明を行うような形で進めてまいりたいと考えています。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

(資料に基づき、説明)

事務局からの説明は以上です。

○会長

それでは、シニアふれあい練馬から補足説明がございましたらお願いしたいと思いません。

○シニアふれあい練馬

既に、野田内閣のときに消費税の話が持ち上がる前から、私どもは料金について、ずっと部内で検討しております。一番問題なのは、1時間まで1,000円という料金が果たして妥当なのかということが、相当前からドライバーの間で話題になっておりました。

そして、どの辺で線を引くかということでもいろいろと議論いたしまして、それで出ました結論が、30分までを1,000円として、以後30分増すごとに500円というのは従来どおりですので、結果として、従来1時間まで1,000円だったのが、今回1,500円になるということでございます。

○会長

説明は以上でよろしいですか。

○シニアふれあい練馬

はい。

○会長

説明が終わりましたので、ご質問やご意見がございましたらお願いします。

○委員

すみません。遅参いたしましたして申しわけないです。

最初から説明を聞いていなかったもので、もし先に説明があったらご容赦いただきたいのですけれども。

今の団体の方のご説明の中に、値上げするのは消費税というタイミングにたまたま一緒になってしまっただけで、他の理由があるんですと。それは、初乗りの1,000円が、ドライバーの話しを聞くと採算が合っていないということで値上げを考えたということですが、具体的にいうと、そこはタクシーの概ね2分の1とはなっているのですが、一番の基本は、要はコストですよ。

実際に、運行実績等も含めて、どのくらいの距離を走っていて、どのくらい待機してとか、いろいろなケースがあるとは思いますが、どのくらいのコストなので倍にしようとお考えになったのか、具体的にお聞かせいただけると理解しやすいかと思えました。

○会長

ありがとうございます。そのあたりについては。よろしいですか。

○シニアふれあい練馬

私どもは、平成14年9月にこの輸送活動をスタートしたのですが、そのときに料金設定をするに当たって、当時のガソリン代も全部調査しています。そのころのガソリン代は、リッター92円から102円の間ぐらいで推移していました。

そのころから比較しますと、10年以上たって、ほぼ1.5倍が現在の料金だと思うので

す。ですから、コストということで、データとして申し上げるとしたら、その燃料代の高騰ということかと思えます。

○委員

団体さんのつけ足しで申しわけないのですけれども。

シニアふれあい練馬は、当初は、この近くに事務所を構えていらしたのですけれども、経費がかかるので、その賃料を少しでも抑えようとして、桜台、それから貫井というふうに移転し、経費削減に努力しています。今日は、委員の皆さまに提示できる資料はお持ちいただけていないわけですが、団体維持が難しくなったので、今回、料金改定をされると理解していたのですが、どうでしょうか。

○シニアふれあい練馬

そのとおりですね。

法人全体としては非常に厳しい状態が続いていまして、事務所を今のように2回、安いところを探して移転して、それでも、いわゆるコーディネーターの費用とかを賄えるというところまでは行っていません。

非常に厳しい状態が続いていまして、消費税とは関係なく、いずれにしても料金改定をせざるを得ないという状況ではあります。

○会長

ありがとうございました。

今、団体からご説明がありましたけれども、この点について、委員はよろしいですか。

○委員

具体的な数字がないということなので、今日は話をこれ以上聞いてもわからないと思います。運送の対価については実費の範囲内というのが大原則で、なおかつそれを細かく計算するのが大変だから概ねタクシーの2分の1という目安があるというふうに理解していますので、できれば事務局で、この1,000円の中で実費の範囲がどのくらいオーバーしてしまったのかを、具体的に、聞いておいていただきたいと思えます。

団体で、料金の改定をしたい、値上げをしたいという団体がこれからも出てくるかと思えますので、団体に資料を提出していただいて、見ていただければありがたいと思えます。

それからもう一つ、「区外30分超片道の場合」ですが、改定後の料金が、1時間まで3,000円であり、従来の1時間まで2,000円と比較すると1.5倍になっています。

タクシーの場合、時間制ですと、大よそ最初の1時間は4,500円～4,600円程度になります。

そうすると、1時間という時間制の料金を3,000円に設定すると、タクシー料金の概ね6割程度と考えても少しオーバーかなと思うのですが、いかがでしょう。

○会長

この点について、団体から何かご説明はございますか。

○シニアふれあい練馬

確かに、時間制での比較になりますと、どうしてもでこぼこが出てしまいますので、2分の1を超えてしまうケースも出てくるのですけれども、逆のケースもいっぱいあるということをご理解いただきたいと思うのです。

○委員

すみません、逆のケースという、どういうことですか。

○会長

何か、それに対してのお答えはどうでしょうか。

○シニアふれあい練馬

結局、幾つかのケースを出しておりますけれども、2分の1はおろか3分の1ぐらいになるというケースも実際には出てくるのです。

ですから、時間制の料金では、すべてのケースで、きっちり2分の1の範囲内に収まることにはならないことをご理解願いたいということです。

○委員

区外の輸送の場合に、どのくらいの輸送実績があり、どのくらいの時間と、どのくらいの距離を走っているかということが示されれば、何となくは理解できると思います。

時間制で収受すると見合わない輸送というのはタクシーでもあります。時間制で、例えばものすごく長距離を走行すると、タクシーだったらメーター制でもらわないと合わないという輸送がありまして、それを全部時間制でやろうと思うと、やはり若干無理があると思います。ですから、区外の場合は、時間制にこだわらず、わかりやすく長距離の場合は距離制を採用するとか、そういうことも選択肢の一つではないのかと思います。

○委員

「30分を超える区外への片道輸送」と書いてあるので、これは、要は乗り捨てとなり、回送で帰ってくるから、帰りのコストも見込んでおかないと経費的には赤字になってしまうということですよ。

タクシーの場合、エリア内であればもう一回乗車してもらえるケースもあるかもしれないが、福祉有償運送だとそうしたやり方はできない。帰りの分の費用が「30分を超える区外への片道輸送」の中に入っているから、初乗り1時間がタクシーだと4,550円のところ、福祉有償運送の場合が3,000円になっても、その部分は往復の経費として考えることに、ご理解いただきたいということですよ。

タクシーの場合、たとえば、練馬で乗った方が西東京市で降りると、帰りは回送扱いとなり、結果として余分な経費がかかってしまう。タクシーでは、「回送」の部分は、料金をもらえないわけですが、福祉有償運送の場合は、この部分を経費として見込みたいのでご理解いただきたいということですよ。

○シニアふれあい練馬

そうです。

○委員

ですから、片道輸送で回送料金が入っていますということを言っていただくとわかりやすいかと。

○委員

委員のその理論は何回も聞いたことがあります。ですが、今、タクシーが片道輸送をやって帰ってくるときに、区域内だったらお客様を乗せられる可能性がありますよねという話ですが、今タクシーが実際にお客様を乗せている率というのは40%ぐらいです。

ですから、（改定案の料金設定だと）片道行ってそのまま帰ってきても50%乗せてい

るわけなので、タクシーの場合はそれよりも低くなるわけです。ですから、タクシーもそのコストは見込んだうえでの運賃体系となっています。それとの比較ということなので、片道輸送だから、タクシーの方がお客様をお乗せする可能性があるので、タクシーと比較するのは単純な比較にはならないですよというの、今は当たっていないと思います。

タクシーが、お客様を乗せている距離の率（実車率）が6割も7割もあれば、委員が言っているとおりだと思うのですが、今はまさしく半分以下なので、片道を空で帰ってくるよりもお乗せしている距離はもっと短くて、大体、東京で平均が40%ちょっとです。

ですから、そういった意味では、片道のコストというのも概ねタクシーの2分の1という運賃と比較するという中では、タクシーも、そのコストは払った上での運賃設定になっているということをご理解いただきたいと思います。

○会長

ありがとうございました。

そういう意味でいうと、「30分を超える区外の片道輸送」でいうと、特にタクシーの2分の1を超える場合もあれば、いろんな場合があると思いますので、2分の1以下の料金しかいただけない場合もたくさんあるというふうなご説明だったと思います。

○委員

こうした運行を会員制でやられていて、この運送実績ですと問題ないと思っていたのですけれども、その料金の対価の値上げについての考え方が、今の二人の考え方を聞いていると相違があると思います。

この時間当たりの運送実績の推移を見ると、短時間の運行が多く、実際は回数でこなしていると思うのです。

初乗りが1,000円であるとする、これは、タクシーの2分の1程度になるのかなというのがありますし、遠隔地の片道という話でしたら、それはそれで理解できる場所もあります。

そうすると、逆に、タクシー料金の2分の1以下での仕事が、逆に少なくなってきたのではないかと思います。

○シニアふれあい練馬

ちょっとよく聞こえなかったのですけれども。

○委員

福祉有償運送の対価は、タクシー料金の2分の1程度とされており、運行団体の説明では、2分の1以下の仕事が増えているということですが、この運行実績の推移を見ると、タクシーの2分の1以下の仕事というのはそんなに多いとは思えないので、実際はどうなのですかという質問です。

○シニアふれあい練馬

いや、実際に、実例を見るとわかっただけだと思いますが、ほとんどの運行がタクシー料金の2分の1以下となっています。

片道を使う場合は、本当は往復で使う、例えば病院に行って、そこで待って帰るといった場合には、待機料金と帰りの費用も全部含めていただくというのが本当だけど、利用

者の負担が非常に大きい。それから、帰りの時刻がいつになるかわからないということもあって、それなら片道だけ利用して、帰りはタクシーで帰ってくださいますようお願いしています。そうすると今度は、我々としては、片道の料金しかいただけないことになるため、大幅な赤字になってしまうので、少し上乗せをしたいということです。

○委員

では、平均走行時間数とかも、これだけ減っているというのは、質問の仕方を変えますけれども、これはどういった理由でしょうか。

○会長

23ページの運行実績の推移について、ご質問です。

ここが、平均走行時間数が、平成24年度は1.07時間ということで、ほぼ1時間、1回当たりの時間数が短くなっていることからご質問いただいているのです。

○委員

運送収入が上がっているのだとは思いますが、

○会長

その辺についてのご説明、ご回答をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員

考え方のことですから別にそれがだめだと言っているわけではないのですが。

例えば、この走行時間数がこれだけ減って、平均走行時間も減っているにもかかわらず、運送収入が上がっているということは、短時間の運行が増えているということだと思います。短いというか、最初の初乗り料金をとってやっている仕事が増えているのだらうと思うのですが、

そうすると、タクシーの2分の1の料金という話にはならないのではないかと、この辺を、料金を上げる形で、こうした考え方をすると、逆にタクシー料金に近づいてくるというか、タクシーのところに侵食してくるのではないかと、質問させていただきました。

○会長

確かに運行実績の推移の表ですと、時間数が短くなって1時間当たりの収入額は増えていますが、先ほど来のお話ですと、一方で、かかる経費が高騰している。

先ほど伊藤委員からも、事業所賃料のコストダウンを図るために、事務所の移転等もなさっていて、先ほどコーディネーターの費用もなかなか出せないという話がありました。実際に、こういったサービスを提供するに当たって、そのコストを考えると、これだけの収入があったとしても事業の継続が難しいという理由での料金改定ではないかと、受けとめられるのですが、それでよろしいでしょうか。

○シニアふれあい練馬

実際に運転手の立場からすると、帰りは乗客なしで帰ってくるわけですから、そういうケースがたまに発生してもなかなか引き受けられない可能性があります。そうすると利用者としては非常に困ることになるので。

○会長

片道輸送とならざるを得ない場合、往復の経費を見込むと採算が厳しいということはわかりました。この運行実績から見ると、運送1時間当たりの収入額および1回当たり

の収入額も増えているというような結果が出てしまっているのです、実際は収入額だけではなくて、運営していくための費用も増えているように思います。運行に係る費用、ガソリン代の高騰というお話もありましたけれども、その辺はどうなのでしょう。

実際に、運行の収支が厳しいというお話しですが、私ども事務局では、今後はこうした料金改定の案件の場合には、その事実を確認できる資料をいただき、協議会でお示しできれば、委員の皆様のご議論にも役立つかなと思います。

今日はそういう資料がない中でのご議論になりますけれども。

○委員

実績報告を事務局に提出しています。先ほど、委員から、タクシーの2分の1の範囲内に収まっていないのではないかとというご質問がありましたが、事務局として、概ね2分の1になっているということを確認されていますよね。

○事務局

そうですね。比較表という形で提出されています。

○委員

20ページの資料は統一様式ではないので、比較されているものがわかりづらく、委員の方々に混乱を与えているのではないかとと思うのですが、料金は全てタクシー料金の概ね2分の1に収まっているものですよ。この団体は、距離制ではなくて時間制で運行を行っています。そして、利用料金は、きちんと全部、タクシー料金の2分の1に収まっていることが確認できる資料があれば、より良かったかと思います。今までの議論は、利用料金が、例えば2分の1よりもオーバーしている運行が現時点でもう結構あるのに、それでも値上げするのかということ議論になっていたのです。

それについては、今回の資料には出ていないですけども、福祉輸送運送団体は事務局に実績報告を提出していますので、それでご確認されているはずですが、どうですか。

○事務局

資料の23ページをごらんいただきますと、運行実績の推移という形で、平均走行時間数などを示しています。

こちらで、走行時間1時間当たりの収入が出ていますので、タクシーの単純な1時間ごとの金額(4,550円)と比較しますと半額以下となっていることは確認できると思います。事務局では、押しなべて半額以下となっていることを確認しています。

○委員

1時間30分までの料金3,000円も1,000円上がって4,000円になりますよね。それについて、会員さんは運行してもらいたいから言われるままの言い値で、「ああ、そうですか」と頼んでしまう人と、「では、いいです」と言って外出を抑制してしまう方もいらっしゃるようになります。

それに対して、会員の方々に対しては、どのような説明を、もうされているのか、それとも、これからどうしようと思っているのか、参考までに教えていただけないでしょうか。

○シニアふれあい練馬

本日の運営協議会で了解いただけたら、会員さん向けのわかりやすい文書を送付して、その後は、個々のドライバーさんが輸送のときに、その会員さんに、なお詳しく説明を

してご理解を得る予定です。

ですから、現時点では発表できる段階にはありませんので、会員さんにはこれからお知らせするということになります。

○会長

タクシー料金との比較で、事務局の確認について、補足の説明を。

○事務局

資料の5ページですが、時間制でいうと、初乗り1時間4,550円となりますので、1時間当たりの金額の比較で半額以下、押しなべてみると平均以下の金額で運行していることになろうかと思えます。

そういった形では、事務局では確認いたしております。

○委員

今、委員がおっしゃっていた20ページの表の件ですけれども、委員がおっしゃるとおりで、これだと、ちょっとわからない。

例えば1,000円、2,000円、3,000円とか、移送料金が示されていますが、私の見方が悪いのかもしれませんが、車両の種類（セダン型か福祉車両か）がどこかに書いてあるのかどうか、よくわからない。

たしか、使用する車両によって値段が違うのですよね。それで全部1.0、1.0、1.0、1.5となっていて、これは時間ですか。そうすると、1時間ごとに料金をとっている車両もあれば、分単位でとっているところもありましたよね。15分で1,000円、30分で2,000円と。

ですから、この1.0というのが何を意味しているのか、15分の輸送というのはなかったということで、全部1時間以上の輸送だったということでしょうか。

団体が作成した資料をそのままの形で、運営協議会の資料として提示されても、理解しにくいことがあります。ただ、もともとの料金設定自体は、この団体を運営協議会で協議した時点ではタクシー料金の2分の1以内ということを確認していますので、もとの料金に関しては今ここで議論する必要は、私は余りないのではないかと考えています。

この資料の一番上の表の「走行時間」は、お客様を乗せていた時間のことですか。

○シニアふれあい練馬

はい。

○委員

ですよね。ですから、これは走行というよりは、ここはタクシーでいうところの実車時間になるので、ほかの言い方の方がいいかなとは思いますが。

それと、ちょっと不思議だと思ったのが、今の表も含めて、平成24年度は、お客様をお乗せしていた平均の時間が短くなっているにもかかわらず、1時間当たりの収入や1回当たりの収入が増えているのです。

これは、きっと輸送の内容が変わってきているということではないかと思うのですが。料金を変えていなければ、相当、運行内容の構成が変わっていないとこういう結果にはならないと思うので、その辺を、もし、実績として教えていただければと思っております。

それからあと、先ほど、団体からお話があった、片道でお送りして、片道を空で帰っ

てくるようなものは、ドライバーが積極的にやらないという話というのは、ドライバーは何でそういう仕事はやらないのでしょうか。それは団体に聞いてみたい。

○会長

では、今2点ご質問いただいたのですけれども、まず、1回当たりの収入が上がっている点についてご説明いただけますか。

○シニアふれあい練馬

これは恐らく、時間外の割り増しが増加したことも一つの理由ではないかと思いますが、それ以外では今、にわかに思い当たらないのですけれども。

それと、20ページの表ですが、左から3列目「事業」欄にカタカナで「マイ」とありますが、これはマイカーの「マイ」でございます。最初に説明しましたように、シニアふれあい練馬では、福祉車両を使用する輸送サービスのほかに、セダン型の持ち込み車両を使用するのがありまして、これは皆さん、ドライバーは自分の車を持ち込んでやるものですから、部内ではマイカーグループと称しておりまして、その「マイ」というのが、ここに出てくる「マイ」です。たまたま1月の直近の20件を拾ったときには、一運行を除いて、全部マイカーグループです。最近は、福祉車両による運行が非常に少なくなっておりますので、結果的にはこの表に示すとおりとなっております。

それから、輸送量の右側の時間のところは、これは事務局からの表示の方法が、1時間以内のものは1とし、1時間半以内のものは1.5と記入するようになっているので、こういう記入例になっております。

それからもう一つ何かありましたですね。

○委員

ドライバーが片道を余り好んでやらないよという。

○シニアふれあい練馬

原則として、そういうことはありません。利用会員さんからの申し込みのあったもので、どうしてもドライバーの手当がつかなくてお断りすることになるのは、年間の運行件数800件から900件ぐらいのうちに1、2件あるかないかぐらいで、ほぼ100%受けております。

ただ、平たく申せば、気分としては、最初に私が説明しましたように、1時間近くの走行で1,000円というのはちょっと厳しいという意見は、ずっと前から出ております。1,000円の内訳を申し上げますと、2割を事務所経費、運営費、事務所費として差し引いておりまして、実際にドライバーが受け取るのは800円です。

ドライバーは、その中から自分の消費したガソリン代などの費用を個人で負担するため、実質的な収入としては、かなり低いこととなります。つまり、ドライバーの収入は丸々1時間800円というわけではないということをご理解願いたいと思います。

○会長

今、団体からそのようなご説明をいただきましたけれども、それでよろしいですか。

○委員

私は、23ページの資料だけではよくわからないのですが、普通に考えても、運送の構成が相当変わっているのだらうと思いますが、たまたま1月はマイカーが多かったということかもしれません。持ち込み車両が多かった、福祉車両が少なかったということな

のかどうか分からないのですけれども、それが、この平成22年、平成23年、平成24年で変わってきているからこそ、ここが、平均走行時間が少なくなって、かつ1回当たりの運送収入が増えているという、ここは、あと1時間当たりの収入額も1.4倍以上になっていますよね。このあたりは、先ほどの表に15分とか30分というものが表示されていないので、例えば、福祉車両で短い輸送が多くなると単価は上がってきてしまいますよね。

セダン型で、例えば15分とか20分の運行しかやらなくても1時間1,000円ですから、今までは30分、40分の運行が多かったけれども、最近になったら、15分、20分の運行が増えたということになると、ある程度は説明できるのではないかと思います。その辺は、少し内容を見て精査していただきたいと思います。

そうすると、輸送の形態とか、会員さんが変わったのか、それとも行先が変わったのかとか、ご利用の仕方が変わってきているのかという、この団体さんの活動そのものが少し変化しているのか、その辺も少し、委員としては興味あるところだと思っています。

それから、今回の値上げをする料金のところで、概ねタクシー料金の2分の1、もしくは実費の範囲内かどうかという点で一番ひっかかるのは区外です。

区外はどうしても、見た目で2分の1を超えてしまっているのです、ここだけは少しお考えいただいた方がいいのかなと思います。

○会長

いろいろとご意見をいただきましたけれども、ほかにいかがでしょうか。

そうしますと、本日は十分な資料がないということで、細かいところなどは委員の皆様にご判断つきかねるところはあるかと思いますが、大体、今出たご意見をまとめると、特に30分を超える区外の片道輸送3,000円というところが、実際にタクシーの初乗りの4,550円の2分の1を超えているというところで、その点についての疑義ということのご意見。それ以外は、いずれにしても概ねご理解いただけたのかなというところで考えておりますが、そういったところでよろしいでしょうか。

まず、そうしましたら、区外の1時間までの3,000円の部分ですね。事務局と団体とで再度精査というか、協議を進めさせていただくということで、こちらにご一任いただけるということでよろしいでしょうか。

それでは、事務局で、団体と協議させていただいて、その結果については委員の皆様にお知らせをするということで、シニアふれあい練馬の案件については、この場は一旦終了させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○シニアふれあい練馬

すみません。後は事務局と検討して、そして、それは、運営協議会の了承を得たという扱いとするということですか。

○事務局

流れとしては、事務局と団体とで調整させていただいて、そこで出た案を各委員にお知らせします。そこで疑義がなければ委員意見が調ったということになります。

○シニアふれあい練馬

事務局との調整の結果を委員の皆さまに文書でお知らせし、特に、その内容で異論が無ければ、合意を得たことになるわけですね。

○事務局

そうです。

○会長

よろしいでしょうか。それでは、1件目のシニアふれあい練馬の案件については、これをもって終了とさせていただきます。どうもありがとうございます。

4 特定非営利活動法人「介護支援事業所 縁（ゆかり）」の更新登録協議

○会長

引き続きまして、特定非営利活動法人、「介護支援事業所 縁」の更新登録の協議に入らせていただきます。

先ほどと同じように、まず、事務局から更新登録に際しましての変更点など、大まかな説明を行います。その後、団体の方には、活動内容や補足の説明を行うような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、事務局から説明を行います。

○事務局

(説明)

事務局からの説明は、以上です。

○会長

それでは、引き続き団体から、補足説明、活動内容等の説明をお願いいたします。

○介護支援事業所 縁

介護支援営業所 縁です。今回の変更は、消費税アップに伴って、10円の値上げ、1キロ当たりの料金も10円値上げするというものです。

消費税アップにより、車のガソリン代や、整備にかかる消耗品も費用がかかるということで、10円値上げさせていただきたいと思っております。

○会長

ご説明は以上でよろしいですか。

○介護支援事業所 縁

はい。

○会長

では、各委員からご質問が出れば、その都度お答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、皆様からご意見やご質問があれば承りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○委員

消費税が上がるということで運賃を上げていくという、我々タクシーも公共交通として4月1日から3%相当値上げさせていただくことになると思うのですが、僕が、資料の読み込みが足りないのかもしれないのですが、この団体は、消費税を事業所として納めている団体ですか。

○介護支援営業所 縁

消費税は申告納付しています。

○会長

納めていらっしゃる。

○介護支援営業所 縁

はい。

○委員

1キロごとに料金が定められており、それぞれ10円を引き上げる予定となっております。その引き上げの率は、3キロぐらいまでは3%ですが、距離が長くなるほど、その率が3%を超えることとなりますよね。

1キロごとの加算料金を140円から150円に引き上げるわけですが、この引き上げ幅は10円ですが、率では7%ぐらいになります。ですから初乗り運賃である300円は据え置きなので、大体3キロぐらいがぎりぎりの線で、それ以上行くと3%を超えることとなります。運送実績を見ると、短距離の運行が非常に多いので、それほど大きな問題にならないのだろうということだと思います。資料の31ページ、年間の平均走行キロを見ますと4キロ近く行っているのです。22年度と23年度では、平均走行距離が6キロを超えている。

こういう実績からすると、収入総額でみると、おそらく、消費税の増加分である3%を超えてしまう。消費税の転嫁以上に、お客様から料金をいただけてしまう結果になるので、その辺は何らかの措置が必要ではないかと思えます。

○介護支援営業所 縁

それについては、ガソリン代の高騰という理由も含めたいと思います。

現実には、前回の変更からガソリン代は確実に高騰してしまっていて、この間、料金の変更はしていませんので、そうした事情も踏まえています。プラス消費税と考えていただければと思います。

○会長

今、団体から、ガソリン代の高騰というところで、消費税増税の分に加えてそういった経費の増も含めての今回の料金改定であるというようなご説明をいただきましたが、いかがでしょうか。

○委員

非常に、言っていることはわかっている、我々、運送している事業者は非常に苦しいのです。我々も燃料代が上がっている、事情は一緒で、非常に理解できるのですけれども。

概ねタクシー料金の2分の1に入っていれば何でもいいということではなくて、実費の範囲内という大原則があるので、どのくらい実費が上がっているのかなという目安を見ておく必要があります。余りこういう可能性はないと思うのですが、原油が値下がりして、値上げしたときよりも原油が3割、4割下がり、ガソリン代が値下げとなったときに、今度は値下げするのかみたいな話になってくる。

燃料が上がったから上げますということになると、サーチャージみたいに、その部分だけを外出しにしておいて、上げたり、下げたりみたいな、そんなことにもなりかねないので、やはり実費の範囲内という中での実費の内訳を、ある程度つかんでおくということが重要ではないかなと思っています。

それからもう一つ、31ページの運行実績の推移ですが、会員数は減っているのですよね。

総会員数が、30ページだと平成24年度になると10人以上減っていますよね。それで車両数も、それからドライバーさんの数も一緒ということですが、運送回数は800件ぐらい増えたということですよ。それで走行キロは物すごく縮まっている。1回当たりの収入も物すごく減っているということだと、先ほども言いましたが、どんなことがこの1年で起こったのでしょうか。

○会長

利用の傾向みたいなもので、今の質問に答えられるようなところはありますか。

○介護支援営業所 縁

近場の移動が多いということです。

○委員

会員さんが変わられたのですか。

○介護支援営業所 縁

そうですね、結構、変化がありました。

○委員

入れかわっている。

○介護支援営業所 縁

今は、身体障害の方とか、あと知的障害の方にも結構、力を入れているところもあって、会員が変化している時期ではあります。

○会長

比較的短距離の利用の方の割合が増えてということですか。

○介護支援営業所 縁

そうですね。

○委員

利用料金の改定は、僕の考えだと、内部の会員さんなどに合意をとった上で出てくるのかなと思っています。今日の追加資料の中で、「料金変更のお知らせ」という、恐らく会員さん向けの文書だと思うのですが、その中で、練馬区福祉有償運送協議会の決定により値上げする旨の記述がありますが、これを読むと、運営協議会で値上げを決めたようにとられてしまうので、正しくない情報提供になってしまうと思うのですが。

本来は、理事会や役員会で協議をして、現状はこういうことで大変なので、料金改定しますという合意があって、その後に運営協議会に諮るというのが大原則ではないかと思うのです。

運営協議会で決めたから値上げするのではないので、きちんと利用される方に正しく伝えていただきたいと思います。

○会長

この文書は、あくまでも「案」として提示していただいたものです。

運営協議会では、団体からの料金改定の方向性について検討いただき、その料金の改定が妥当であるかどうかの判断をさせていただくわけですので、確かに、ここが料金を上げましょう、上げてくださいという場ではありません。

○委員

28ページの実績報告の運賃ですが、利用料金が0円や、3.5キロ650円は、こういった計算で算定されていますか。

○介護支援営業所 縁

実績報告書に転記した際に、間違いがありました。

○委員

あと、3.5キロ650円というのが、早見表からすると、そういう金額はないです。

○介護支援営業所 縁

ないですよ。4キロで算定したものです。

○委員

協議を受けた対価で運行していますよね。

○介護支援営業所 縁

はい。資料に記載した金額は間違っていますので、申し訳ございません。

○委員

間違っているというのは、記載が違うということですか。

○介護支援営業所 縁

記載が間違っています。

○委員

従来 of 運営協議会で承認を受けた金額で、対価で収受していますね。

○介護支援営業所 縁

はい、そうです。

○会長

28ページの実績報告、金額に関するご質問がありましたが、実際、記載に誤りがあるのですね。

○介護支援営業所 縁

誤りがあります。

こちらに転記するときの誤りです。すみませんでした。1キロ単位なので、それで間違っていました。

○委員

これは、3.5といたら、4キロということですか。

○介護支援営業所 縁

そうです。

○委員

先どり方式ですよ。

○介護支援営業所 縁

そうです。

○委員

28ページの資料は、後日差しかえという扱いの方がよろしいのでしょうか。

○介護支援営業所 縁

そうですね。そうしてください。

○会長

もう一度、料金の体系表から正しい金額になっているかどうかを確認して、もう一回計算し直していただいて、再度提出をしていただけますでしょうか。

○介護支援営業所 縁

はい。申しわけありませんでした。

○会長

それでよろしいでしょうか。ほかの方もそれでよろしければ、そのようにさせていただきたいと思います。

ほかにご意見がないようでしたら、縁の料金改定と更新についての協議は調ったということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○委員

今の件については、実際に収受している金額もこの内容になるのですか。

○介護支援営業所 縁

この表が間違っています。

○委員

どういう間違い方をされたかわかりませんが、基本的には、運営協議会で承認された金額で収受いただかないとまずいです。

間違いは、ない方がいいのですけれども、利用者さんに対しては、恣意的な運用とかがないようにやっていただければと思います。

○会長

ありがとうございました。料金体系表に従い、会員さんの間に値上げによる不公平が生じないように、適正に実施していただきたいというご意見だと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは、2番目の特定非営利活動法人介護支援事業所 縁の案件をこれで終わらせていただきます。

5 特定非営利活動法人「腎臓病連絡協議会 すずらの会」の料金変更協議

○会長

それでは、続きまして、特定非営利活動法人「腎臓病連絡協議会 すずらの会」の料金変更の協議に入らせていただきます。

なお、委員は、すずらの会に所属されておりますので、この件につきましては議事決定に関与できないこととなりますので、この点をご承知おきください。

先ほどまでの案件と同様に、まず事務局から変更内容のあらましを説明した上で、団体の方から活動内容や補足の説明を行うような形で進めさせていただきます。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

(説明)

事務局からの説明は、以上でございます。

○会長

それでは、すずらんの会から何か補足説明等がございましたらよろしく申し上げます。

○腎臓病連絡協議会 すずらんの会

今日はよろしくお願ひいたします。

事務局から説明いただいたように、消費税の課税事業者として運行を行なっています。透析患者の患者会として我々は活動しているのですが、送迎の事業については利用者の身体的な負担、それから経済的負担等について、負担を軽減することを活動の目的としています。平成22年のときに一度、料金改定をさせていただいて、料金片道500円のところを現在の距離制に変更させていただきました。この当時に、もう既に消費税の課税事業者となる予定になっていましたが、そのときに、料金が既に上がっているにもかかわらず、あわせて消費税を課税するとなると、重ねての料金負担となり、利用者の負担が増えることが会としてはできないと理事会で判断しました。会員さんが参加する総会でも、料金について協議した結果、前回は、送迎費については消費税分を転嫁しないでやっつけようかと決定していました。

今回、消費税が8%になるというのが国で決まった後から、総会等で会員さんと協議を重ねていき、実施されるときには、消費税を課税することについては既に今回の前から了解は得られていたところであり、平成26年1月26日に臨時総会を改めて招集いたしましたして、この料金改定についてご協議を、送迎の利用会員が正会員であり、料金改定等の協議の議決権者でありますので、その方たちにご判断いただきまして、消費税の徴収について、新しい料金についても確認が得られましたので、今回、運営協議会にご協議いただきたく提出したものです。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長

今、事務局からの説明およびすずらんの会からの補足説明をさせていただきました。

これにつきまして、委員の皆様からご質問等がございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

料金の変更だけなので、こういう資料になっているのかとは思いますが、できれば、直近の運行実績など、更新団体の場合と同様なものを用意していただけると大変ありがたかったかなと思います。

実は、すずらんの会が当初登録するときに、運営協議会で協議した中で、迎車料金が概ねタクシー料金の2分の1の範囲内で、迎車に関してどう考えるかというのは、かなり議論したと思っております。

タクシーの場合は300円から500円と書いてありますけれども、今、東京都内で、500円で迎車している事業者というのは、1社あるかないかという状況です。大多数の事業者が300円の迎車料としています。中には400円の事業者もあります。こうした中、今後は、迎車料として400円をおとりになる。それに、なおかつ消費税8%を乗せますという話になってくると、実際に今回タクシーが、消費税3%、4月1日から上げたくなった場合に、400円の事業者が上げて410円になるはずで、300円の事業者も310円になるかならないかという端数切り捨ての話があります。タクシーは10円単位という話があ

って、300円に3%、105で割って108掛けると309円にならないのです。そうすると1円単位は切り捨てようみたいな話があって、310円もらえないか、もらえるか、今折衝中です。それを考えると、いきなり400円に8%乗せるというのは少し乱暴ではないかなと。消費税ですということであればちょっと乱暴ではないかなと。

もともと迎車料金が400円という設定自体が、迎車料金400円のタクシーと同額、それもタクシーの大多数が300円であって、たまたま400円の事業者が1割、2割いるという中で400円とっているという設定も問題があると思ったのですが、トータルとして、それも含めて運送の対価の中で見ていくと、まあまあ2分の1の範囲内だからしょうがないということになったと記憶しています。

○腎臓病連絡協議会 すずらんの会

迎車料金は、運送の対価以外の対価なので、タクシー料金の2分の1の話とは別だと思うのですけれど。

○委員

でも、迎車というのは運送に密接した料金なので、介助料とか、サービス料とは違って、迎車料金というのはタクシーでいうと認可の対象なのです。

ですから運送に密接した料金なので、それも含めて、たしか対比表もそうになっていますよね。

○腎臓病連絡協議会 すずらんの会

運送の対価以外の対価のところに欄として書かせていただくので、運輸支局から、この表で了解は前回も得られていますし、今回も得られているので問題はないかなと思います。タクシーと比べて、平均的に300円のところが多いことと、それから、すずらんの会は西東京市でも活動しているので、迎車料金をとっていないタクシーさんもありますので、この迎車料金については多いかなという印象があるかもしれません。我々の活動は、定期通院、また、臨時通院については、運行時間だけではなくて、透析の患者さんを送迎していますので、お送りして、透析の終わる時間を確認しに、一人必ず時間確認に毎回行っています。その時間を確認して、終わりのころにうまく配車し、また、毎回同じ車に乗るために、乗り合いの人はほかの送ってきた車に乗るとなると、時には、すぐくお待たせしてしまう場合もあります。そういったことを少なくし、まさしく身体的な負担を減らすために、終了時間の確認をして、余りお待たせしない時間に配車するという工夫をしています。

そういった部分の費用についてもこの中に含まれていますというふうに会員さんにはご説明をした上で、この金額についてとらせていただくことのご了解を得ているので、タクシーさんの料金の迎車とは仕組みが違うわけです。費用としてとらせていただいています。

○委員

説明は何回も聞いているのでわかるのですけれども、書いてあることは、そう書いてありますよね、利用者の要請により乗車地点から車両を回送する料金と。

○腎臓病連絡協議会 すずらんの会

この協議会にとって、わかりやすい書き方をしているわけですが、利用者のお宅には契約書と、介護事業所も併設しておりますので、契約書並びに重要事項説明書という介

護事業と同じような契約書を結ばせていただいて、細かく説明をさせていただいてます。

迎車回送料金については、業界用語になっているので、こういったことがこの中に含まれているという、そういった個別に契約させていただくときに説明しておりまして、今回も、この料金改定について協議が調った後については、各家庭に、もう一度、契約をし直しに訪問するという予定にしております。

利用者の皆さまには、ご理解を得たいと思っておりますが、そこでなかなか難しいよということであれば、ほかの代替手段をご紹介するしかないと思っております。

料金を据え置くことで、団体の運営が厳しくなり、団体がなくなることよりも、団体を維持しながらご理解を得ることで、会員さんに対して安全な透析通院を維持できるようにしたいということが団体としての使命だと思っておりますし、目的としているところなので、車両費用としてこの迎車回送料金は必要な費用と思っております。

○会長

あと、今まで消費税を全く利用者の方からとらずに、団体の中でやりくりしていた。それがもう限界になったということで、今回は8%分の転嫁ということで入っているということですね。

いきなり8%の上乗せはいかがかのご意見もありましたが、納税事業者なので、利用者さんに負担いただかないと会の存続そのものに影響が出てしまうという説明でよろしいですか。

○腎臓病連絡協議会 すずらんの会

そうです。事務局には、収支報告についても、3年分の収支報告で赤字であったという旨がわかる資料は提出しておりますので、必要であれば回覧か配付していただいて構わないと思っております。

○会長

それでは、すずらんの会から資料を、委員の皆様にもお配りさせていただきたいと思うので、そのあたりをご確認いただければと思います。

○腎臓病連絡協議会 すずらんの会

消費税については、収支報告の中の管理費にあります租税公課のところにある金額が、消費税の分の金額になっております。

介護事業については、収入に対して税はかかりませんので、送迎費の部分の事業が、平成22年度ですと、通院介護介助事業費での納付分がそれに当たります。

NPO会計が、国の書式が変わったので、平成24年度については書式が変わっております。これを見ていただいても通院介護について赤字事業ということについてご理解いただけるかと思っております。

○会長

机上配付で、短い時間で内容をご確認くださいということで、細かいところまで確認するのは難しいと思っておりますが、今、すずらんの会から、そのポイントをご説明いただきました。

現在の料金体系では事業継続が難しいというお話ですが、皆様から何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○委員

参考までにお聞かせいただきたいのですが、臨時運行の利用者は、結構いらっしゃるのですか。

○腎臓病連絡協議会 すずらの会

最近増えてきましたけれども、月の中では3件から5件ぐらいあるかなくらいです。

○委員

そういう方も、料金の収受は、振込なり引き落としなりというやり方でやるのですか。

○腎臓病連絡協議会 すずらの会

そうです。契約書にも書かせていただいているのですが、1月の請求であれば1月末に締めまして、2月10日までに、いつご利用になって、その回が幾らかかったかという部分の距離と費用について、請求書とあわせて説明文書をお渡ししています。ご了解いただければ、口座引き落としの場合は23日に引き落としを行います。現金でお支払いただく方もいらっしゃるので、そういう形で、周知期間をとっています。

○委員

振り込みか引き落としなのですね。

○腎臓病連絡協議会 すずらの会

振り込み、あと集金もあります。あと、練馬区の福祉タクシー券の事業者にもなっておりますので、タクシー券でお支払いただく場合もあります。

○委員

臨時利用の場合には、余りにも手間倒れになってしまっていないかと思ひまして。介護事業所を利用されている方がたまに使うということですか。

○腎臓病連絡協議会 すずらの会

送迎の利用者が40人ぐらいいる中で、介護事業所を利用されている方は半分以下です。なので送迎だけを利用されている方の方が多いです。

○委員

臨時に使われる方というのは、縁の薄い方。

○腎臓病連絡協議会 すずらの会

臨時利用も透析の患者さんですけれども、臨時はどういうときに使うかといいますと、例えば、透析の患者さんはシャントを腕につくってしまっていて、そちらが詰まったりとか、使えなくなると、手術をし直したりするので、その場合に、今行っている病院では対応できない場合に、東京女子医大までお連れします。その日に、透析用のシャントが詰まってしまって、流れがないので透析できないという方の場合に、すぐに女子医大に連れて行ってと言われる場合もあります。後は、心臓の検査とか、循環器系の検査とかもありますので、透析の通院の日に当たらないときに検査のスケジュールを入れられてしまっている場合の運行などがあります。

○委員

では、臨時の運行だけ使うという方はそんなにはいらっしゃらない。

○腎臓病連絡協議会 すずらの会

臨時だけを利用される方はお一人くらいです。うちの会員さんなんですけれども。ほかの方については臨時だけを利用されるという方は。うちの会員にはお一人だけです。

○委員

わかりました。

○委員

臨時運行の方は、ほぼ単独で使われているということですね。

○腎臓病連絡協議会 すずらんの会

そうです。

○委員

それ以外の方は、乗り合いが多いという理解でよろしいですか。

○腎臓病連絡協議会 すずらんの会

臨時の方でも乗り合いができる場合が、時間帯によってはあります。

透析の日ではないけれども、時間的には乗り合いができそうな方の場合は、定期の料金と同じ料金にさせていただきます。

後は、病院に、なるべくそういった乗り合いができるような形だったり、定期の送迎にはまるような形で、うちの送迎を利用されている方については、検査とか計測等については、スケジュールを立ててもらえるように交渉しています。

○委員

お伺いしたいことがあって、9ページの比較表の例1みたいに、これは結構、一人一人の値段を出して、それで契約のときに幾らですよというわけですね。

乗り合いで定期的に通われている方が多いので、ほぼ大体皆さんは毎回同じみたいな感じですか。

○腎臓病連絡協議会 すずらんの会

そうです。

○委員

急に入った乗り合いの仕方が変わると、ちょっと変わってくるみたいな。そういうことは余りないのですか。

○腎臓病連絡協議会 すずらんの会

さっき配っていただいた中に、契約書の後に重要事項説明書、その後に通院送迎確認書というものを付けておりまして、送迎の時間ですとか、片道1回は幾らですよという契約書を事前に、契約時にお出ししています。

最短距離をはからせていただいて、こういう道で行きたいのですけれども、それでもよろしいですかというのを、この契約書をつくる前に了解を得て、その距離ですとこの金額になるのですけれども、それでよろしいですかという確認をして初めてご契約を結んでいただくというふうにしています。

なので、金額はこれで一定で、迂回してもどんな道を通っても、最短距離にはならないので。

○委員

実態がよく理解できない部分があって。

逆に、契約のときに、乗り合いをすることによって直接行くよりも遠くなってしまう人とかはいないのですか。

○腎臓病連絡協議会 すずらんの会

もちろんあると思います。

○委員

それは、もうご了解の上でこういう金額をいただくと。

○腎臓病連絡協議会 すずらんの会

この金額についてと、乗り合いについては、ご了解を得てご入会をいただくので、それを確認がとれないでは、まず入会すらしない、お金は一切いただかないとしています。

○委員

それで、もう一ついいですか。

乗り合いの組み合わせが事情によって変わったりしますよね。契約のときにはそうだったけれども、乗り合いする人が変わって、ルートが変わったというときは、また契約し直しになったりするのですか。

○腎臓病連絡協議会 すずらんの会

これはご本人が一人で行ったときの距離ではからせていただいているので、その運行の距離ではないので。

○委員

わかりました。

○会長

よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問等はございますか。

ほかにご意見、ご質問等がないようですので、特定非営利活動法人腎臓病連絡協議会、すずらんの会の申請に向けての協議は調ったものとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員

追加で配られた資料はお戻しした方がいいですか。

○腎臓病連絡協議会 すずらんの会

収支報告は都庁に出しているものですので。インターネットでもとれるものですからお持ちください。お荷物にならなければ。

○会長

それでは、本日、予定しておりました3件の案件につきましては、これで協議が調ったということで、最初のシニアふれあい練馬については、事務局と団体とで協議させていただき、委員の皆様へ、その結果についてお知らせするという宿題は残りましたけれども、今日の案件は全て調いましたので、皆様、ご協力をありがとうございました。

6 その他

○会長

それでは、6のその他に入らせていただきます。

まず、連絡事項からでございますけれども、追加資料の2、次回以降の開催日程についてをご覧ください。

まず、3月の第4回協議会については、ごらんとおりとなっております。

「肢体不自由児・者友の会」からは、更新しない旨の連絡が入っておりますので、そのため協議は3団体について行うこととなりますが、午後2時から3時間程度ということで予定を見込んでおります。

委員の皆様におかれましては、お忙しいこととは存じますが、ご出席をよろしくお願いしたいと思います。

その次の会の、第5回についてでございます。更新協議を行う予定の団体が、こちらは4団体でございます。そのため、こちらは大よそ3時間程度はかかるのではないかと見込んでおります。

開催日につきましては、これはかなり先になりますけれども、平成26年7月15日、あるいは7月22日で会場を押さえてございます。これについては、また後ほど委員の皆様にお諮りさせていただきたいと思っております。

ここで、第六期とありますように、平成26年9月末で第五期委員の皆様の任期が満了となりますので、また、7月から9月の間に次期委員についての推薦依頼を各団体にさせていただくことになる予定です。

第六期の委員の方が決まった後の最初の協議会は、「武蔵野会」の更新協議を行う関係から、これは来年の話になりますけれども、平成27年4月ごろを予定しているところでございます。

そこで、最初の第五期第5回の話に戻らせていただきますけれども、7月15日か22日ということで、かなり先にはなりますけれども、可能であれば、この場で皆様のご都合をお伺いして日取りを決めたいと考えておりますがいかがでしょうか。

もし、よろしければこの場で、15日か22日ということで、皆様のご都合を確認させていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○委員

午後がいいです。

○会長

日にちは。

○委員

どちらも大丈夫です。

○会長

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○委員

ちょっと先だからわからないです。

○会長

そうですね。ただ、なかなか今、会場がかなり早くないととれないということもございますので。もちろん、今日ご欠席の委員の方もいらっしゃいますし、今日は副委員長が欠席ですので、ご予約も確認させていただきながらということにはなりますが、この場では、なかなか難しければ、また皆様には後ほどお諮りさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局で日程については調整させていただきまして、また、ご連絡を差し

上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

もう一つ、本日、追加資料の3ということで、毎日新聞に1月9日に掲載されました「タクシーにやさしさを乗せて」という新聞の記事を参考までにお示ししてございます。

これをもって区から何かどうこうということの趣旨ではございませんけれども、これは、タクシーの運転手の方々を対象にユニバーサルドライバー研修を開いているという記事でございまして、そこに委員のご発言も載っていたということで、参考までにご紹介させていただいたということでございます。

○委員

ユニバーサルドライバー研修という、ユニバーサルデザインタクシーというのが普及して、それに乗るドライバーさんの教育をしていこうということです。その教育内容が、今のセダン型の普通のタクシーでも、かなりふだんから役に立つという教育なものですから、今はセダン型のタクシードライバーさんがほとんど中心でこういった教育を受けていただいています。僕のコメントが、非常に断定的に出ているので気分を悪くした方もいるかと思うのですが、業界として全然やっていなかったというわけではなくて、既にやられている会社さんはいっぱいあります。委員のケア輸送士の方もいらっしゃるし、そういったケア輸送士さんみたいな取り組みはやっていたのですが、なかなか広がってなかったということもありまして、また、ケア輸送士さんは、もうこれよりももっともっとレベルの高いことができる。

これはもう本当に、高齢者、障害者をまずは理解して、それでセダン型もしくはユニバーサルデザイン車両で、しっかり理解したうえでお手伝いできることはお手伝いする。気をつけられることは気をつけていこうということで、セダン型で今のタクシーでもできることはどんどんやっていきましょうという流れです。

また、ユニバーサルデザインタクシーというのが、車椅子のままお乗せすることができるタクシーという、今、日産から出ているのですが、なかなか日産1車種ということで広がりがあるところはありません。トヨタが3、4年後に出してきて、トヨタのタクシー仕様としては全てその車両にしますということになっております。業界全体に浸透するのに何年かかるかというのがあります。我々がやっているような教育が進み、普通にまちで流している車のある程度の数がそういった車になってくると、ストレッチャーだとか、そういう本当に専門知識や専門の技術がないと輸送できない人というのは別ですけれども、それ以外のちょっと足が不自由だとか、障害があるとか、車椅子に乗っている方ですとか、ですと、利用しやすくなると思います。普通にまちに流している車や無線で呼んでもすぐ来られるというようなことが広がってくると思いますので、そうなってくると、タクシーが今までなかなか積極的にそういった方々の輸送に関わってこられなかったところが、随分ハードの面では解決してくるのではないかと思います。

それで、その先に、それよりも以前に、まずはソフトのバリアフリー化ということで、ドライバーの教育をしていますということをしやべったら、こういう文章になった。

○会長

わかりました。

なかなか記事になると、「えっ」ということはあるのですけれども、今のご説明で、趣旨は皆さんにご理解いただけたかと思えます。

○委員

数年後を、ぜひ、ご期待いただければと思います。

○委員

ちなみに、委員はユニバーサルドライバー研修の講師を務めています。

○会長

そうですね。どうですか、講師をされた印象とか。

○委員

皆さん、大変熱心に勉強されているし、トヨタがユニバーサルデザイン車両を供給する方針を出したので、今後は利用者と事業者と行政と3者がきちんと、日本のタクシーはこれで行こうという意志を持って取り組んでいかなければいけないと思います。事業者だけではいかんともしがたいと思って、私はご協力をさせていただいています。

○会長

ありがとうございます。

そのほか、皆様から何かご発言はありますか。

○委員

机上に配付させていただいたのですけれども、移送サービスのつどいのビラを配付させていただきました。

表の方のメインの企画は3月9日ですけれども、権限移譲があつて、今の仕組みが変わる、地方移管が進んでくるというふうなことが取りざたされていて、恐らく国会で法案が通つて、地方移管ができるようになる。

前回の運営協議会のお話が出ていきましたが、それについてきちんと勉強していこうということで、運送に係る皆さんですから、もしよろしければ、3月9日、飯田橋でやりますので、勉強していただければ。国交省の方にもお越しいただくようお願いして、何とか来ていただけるようになりましたので、直接お話を聞けると思うので、ぜひ、来ていただきたいと思います。裏面はプレ企画の公開セミナーで、「施設送迎車両運転者研修の必要性とあり方について」のご案内です。

デイサービスの運転手さんには認定講習もないですし、誰でも運転できてしまう。でも、乗っている人は、福祉有償運送の対象になるような方が乗っているわけですし、講習しないからかどうかわかりませんが、事故が結構多いのです。

福祉車両で事故という報道を見ると、デイの送迎とか施設の送迎が多いというのがあるものですから、ここはそちらの方々に対する講習というのをどう考えていくかということをご提案して、初めてですけれども、認定講習の中身とかをご紹介しながら、参考にさせていただきながら、ぜひ、デイの運転の方々にも安全意識というものを高めていただきたいというような取り組みをやらせていただくので、ぜひ、そういった関係の方々がいらっしゃったらご紹介いただきたい。行って来たらというふうなことで、介護事業者が、デイを経営されているところにお話を聞いていただくとありがたいと思います。今日は、突然で申しわけなかったのですけれども、お配りさせていただきました。

ご参考にさせていただければうれしく思います。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。ぜひ、皆様、ご参考にとということで、委員からの情報提供で

すので、よろしく申し上げます。

そのほか何か、皆様からご発言等がございますでしょうか。

○会長

特にないようでしたら、ちょうどお昼ということで、予定していた時間になりました。特にないようでしたら、本日の議題はこれで全て終了させていただきます。

これをもちまして、第3回福祉有償運送運輸協議会を閉会させていただきます。どうも皆様ありがとうございました。

繰り返しになりますけれども、次回は3月20日木曜日、午後2時からの開催を予定してございます。

3団体の更新登録等の協議を行う予定でございます。

また期日が近づきましたら、事前に資料等を送らせていただきます。

また、本日、皆様からいただいたご意見等も参考にしながら、こちらは事務局も用意をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

本日は長時間にわたりご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

これをもって閉会いたします。